

31 静保健介第 5730 号

令和 2 年 3 月 16 日

認知症対応型共同生活介護事業所

管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る

認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
認知症対応型共同生活介護の外部評価の取扱い及び外部評価の実施回数緩和に係る取扱いについて、本市では下記のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 令和元年度の外部評価の実施について

コロナウイルス感染防止のため、令和元年度に予定していた外部評価の実施を延期する場合は、令和 2 年度中に令和元年度分の外部評価の実施をしてください。

なお、中止した場合には令和元年度分の外部評価を実施したとはみなしませんのでご留意願います。

2 令和 2 年度の外部評価実施回数緩和に係る外部評価の提出期限について

(1) 令和 2 年 3 月までに令和元年度分の外部評価の実施を予定していた事業所がコロナウイルス感染防止のため、外部評価の実施を令和 2 年度に延期したときは、令和 2 年 9 月末までに令和元年度分の外部評価結果を本市に提出していることが確認できた場合に限って、外部評価の回数緩和の適用要件を充足しているものとして取扱います。

(2) 申請については、別添「令和 2 年 3 月 4 日付け福指号外」の 2 (2) を御参照ください。

<参考>

静岡県からの通知：令和 2 年 3 月 4 日付け福指号外

3 令和2年度の外部評価実施回数緩和に係る運営推進会議の取扱いについて

令和元年度中に運営推進会議を5回実施しており、かつ、新型コロナウイルス感染症への対応として、6回目を以下の取扱いにより中止した場合は、6回以上開催されているとみなします。

- (1) 構成員に対し、資料を送付する等、活動状況の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けていること。
- (2) 本来の開催予定日、中止の理由、上記(1)の対応内容及び受けた評価等の記録を作成し、当該記録を公表していること。
- (3) (2)の記録を本市に提出していること。(記録を作成後速やかに提出してください。)

<提出・問い合わせ先>

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 14階

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

介護保険課 事業者指導第1係

電話：054-221-1088 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp